

三十七番	三浦英一	三十八番	土谷勝悦
三十九番	柴田正敏	四十番	川口一
四十一番	鶴田有司	四十二番	鈴木洋一
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	堀井啓一
副知事	川原誠
総務部長	神部秀行
総務部危機管理監(兼)広報監	渡辺雅人
企画振興部長	出口廣晴
あきた未来創造部長	高橋修
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	鎌田雅人
農林水産部長	佐藤幸盛
産業労働部長	猿田和三
建設部長	小林賢太郎
会計管理者(兼)出納局長	柳田高人

総務部次長	松本欣也
財政課長	神谷美来
教育委員会教育長	安田浩幸
警察本部長	久田誠

●議長(加藤鉦一議員) これより本日の会議を開きます。
 諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長 報告 (朗読省略)

一、委員会に付託した請願は、別紙請願文書表(第一号)のとおりである。

【令和二年第二回定例会(九月議会) 請願文書表(第一号)は巻末に登載】

●議長(加藤鉦一議員) 日程第一、一般質問を行います。

本日は、六番児玉政明議員、十番加賀屋千鶴子議員、一番小野一彦議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(加藤鉦一議員) 御異議ないものと認めます。まず、六番児玉議員の発言を許します。

【六番(児玉政明議員) 登壇】

●六番(児玉政明議員) おはようございます。自由民主党の児玉政明です。この度の一般質問の機会を与えていただきました先輩、同僚議員の皆様には、心から感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立について伺いたします。

パンデミックと位置付けられる新型コロナウイルス感染症は、世界各地で衰えることなく猛威を振るい、感染拡大が続いておりますが、九月二十三日付の地元紙によると、世界では感染者数が三千万人、死亡者数が九十六万人を超え、国内においては、感染者数八万五千五百十五人、死亡者数は一千五百三十二人となっております。緊急事態宣言の発令等があったことにより国民生活や国内経済に深刻な影響をもたらしました。県内の感染者は五十二人と、国内においては低い方ですが、八月には県内初となるクラスターの発生や首都圏等からのお盆の帰省の自粛を求めたこともあり、少なからず影響を受けた職種もあつたのではないのでしょうか。

一方、国ではイベントやプロスポーツの人数制限を十九日に緩和し、感染症対策と経済活動の両立を加速させ、経済効果を高めようとしております。本県においては、東北六県と新潟県の七県で観光促進に向けた共同メッセージを発表し、新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ観光需要の早期回復に向けた取組を進めており、三密の回避、マスクの着用、手洗い、咳エチケットなど、新しい生活様式と感染予防対策を徹底しながら、秋の観光シーズンに向けて身近な東北、新潟地域を周遊していただき、観光地の賑わいと消費喚起に期待するものであります。

このように、新型コロナウイルス感染症の収束時期はまだ見通せない中、国を始め各都道府県では、次の流行に備えながら経済回復に向けた取組をしなければいけません。改めて、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の維持、両立に向けた知事のお考えをお伺いします。

次に、スマート農業の振興について伺います。

現在の日本の農業分野は、農家の高齢化が進み、新たな担い手も少なく、深刻な労働力不足に陥っています。また、収穫が天候に左右されるといった不安定な要素の多い農業は、若者からの人気が低く、農業の就

業人口は年々減少傾向にあります。そして、農地、農機具、施設といった初期投資費用は数百万円単位となり、新規参入の壁にもなっているのではないのでしょうか。作業面においては、依然として人手に頼る作業や熟練者によらなければならぬ作業が多いことから、省力化、人手の確保、労力軽減など多くの課題を抱えております。こうした課題を解決するためには、安全で高品質な農産物の安定生産が期待でき、少ない人手で経営規模を拡大することを可能にするロボット技術やICT、AI等の先端技術を活用したスマート農業の導入が不可欠と考えます。

昨年度から、農林水産省のスマート農業加速化実証プロジェクトが全国六十九地区、東北では十地区で実施されており、日本農業の今後の展開を支える技術として、スマート農業に対する注目度は非常に高くなっております。本県では二地区、大仙市の大規模水稲・大豆輪作を実施する集落営農型法人と、男鹿市の大規模園芸団地で先端技術による計画的な安定出荷に対応した露地小菊に関する実証が行われていると伺っております。私の地元でも秋田県と鹿角市が、AI技術を活用したスマート農業の実証試験を市内の四農家に委託し、魅力的な農業を若者にアピールし、高齢化に対応した労働力の軽減などを目的に実践しておりますが、委託先の一人、四年前に就農した男性が導入した機器は、ハウスの環境に応じて自動でかん水したり液肥を与えることができるシステムで、クラウドを経由してハウスの環境をスマートフォンで確認しながら遠隔操作を行い、気象に左右されず一定の収量アップにつながっているようです。一方、懸念されるのがコストであり、導入した機器の通信費など一番安い設定でも月々の支払いは高額になっており、今後の課題となるようです。

大型のスマート農業機械等は国の補助事業の対象になっていますが、労力軽減のアシストスーツ等は二十万円からであり、国の事業にはなじまない額となっております。また、AIを活用したかんがいシステムや病害発生予測システムは、機器購入時に一括して支払うのではなく、通

信費を含む毎月定額料を支払う仕組みとなっているほか、一部機器は買取りではなくサブスクリプション方式となっていることから、現状ではこれらの支援策がないと伺っております。スマート農業機械導入のための補助制度を充実させ、導入支援ができないか、また、利用に掛かるコストを低減する手法を検討し、普及させることができないものかと思っておりますが、スマート農業について県はどのように捉えているのか。また、県内のスマート農業の取組状況と今後の推進策について、知事のお考えをお伺いします。

次に、ツキノワグマ対策について、二点、生活環境部長にお伺いします。

一点目は、頭数管理等の取組についてであります。

今年もツキノワグマ出没による目撃件数が例年を上回り、県では七月八日に出していたツキノワグマ出没注意報を、九月末まで一か月延長しており、被害に遭わないよう警戒を強く呼び掛けています。注意報を延長した背景には、県内でのツキノワグマの目撃件数が、七月が二百二件で過去十年間の平均件数を三十ポイント、八月が百九十件で九十四ポイント上回っております。また、農作物でも大きな被害を受けており、今後も収穫期を迎えた果樹を中心とした農作物に対し、更に注意が必要になるものと思えます。

そのような中、私の地元である鹿角管内においても連日のように、目撃情報や農作物の被害情報を目にしておりますが、八月中旬には同一の牛舎内で一週間の短期間に二頭の子牛が相次いで食い殺される被害が出ました。また、八月二十九日の夕方に自転車で帰宅途中の男子高校生が襲われ、軽傷となる痛ましい人身被害が発生しました。高校生が襲われた現場は、県で実施している地域ぐるみの鳥獣被害対策支援によるゾーニングに取り組み自治会と実施していない自治会のちょうど境目となっており、もつと広域での取組が望まれるのではないのでしょうか。また、子牛の被害現場では、一頭目の食害後、この牛舎周辺に四基の檻を

設置したところ、約二週間で六頭捕獲したようであり、周囲に複数のクマが生息していることが分かります。生息域が年々人里へ拡大し、人への恐怖がなくなったクマが増え、いつ人が襲われるか分からない事態へと悪化しておりますが、これは、奥山ではツキノワグマの生息数が増え、縄張りを求め人里に出没していることも考えられます。

県内のツキノワグマの推定生息数は、平成二十九年より、それまでの調査方法に加え、カメラトラップ法による調査を行い、平成二十九年には二千三百頭、三十年度には三千七百頭、今年二月には四千四百頭であるとの発表がありますが、本県における適正な頭数管理と捕獲圧を高める取組について、また、今年七月一日に自然保護課内に設置された「ツキノワグマ被害対策支援センター」が行っている人身事故等を未然に防ぐ活動はどのようになっているかお伺いします。

二点目は、狩猟者の確保についてであります。

ツキノワグマの適正な頭数管理について、平成二十四年に策定され、計画期間を二十九年三月までとしていた「秋田県第二種特定鳥獣管理計画」のツキノワグマに係る第三次計画も、現在の第四次計画とほぼ同様の計画目標であったと理解しておりますが、平成二十一年から二十八年まで、狩猟期間におけるツキノワグマの猟は自粛を要請されておりました。その間に、ツキノワグマが増加する中、猟友会会員の高齢化による理由以外にも、高額な維持費が捻出できず狩猟免許を返納した方もいると聞いたことがあります。

今後、捕獲圧を強め捕獲頭数を増やさなければ、農作物の被害はもたらんこと、市街地への出没も増加し、人身に被害を及ぼすことが予想されます。捕獲を担う狩猟者の増加を図る必要があると思えますが、どのような対策を講じているのか、また、増加に向けた新たな取組を予定しているのか、考えをお伺いします。

次に、電力の地産地消と県営発電所の活用について、二点、産業労働部長にお伺いします。

一点目は、県内の地域新電力の現状についてであります。

平成二十八年四月から、国策により電力小売の全面自由化となり、これまで地域独占だった電力事業に多くの事業者が参入できるようになりました。県内でも地域新電力と呼ばれる、地域に根差した小規模な小売電気事業者が誕生しておりますが、県内の地域新電力の現状がどのようになっているのか、また、県内で地域新電力が増えていることについて、発電事業を行っている県としてどのように捉えているのかお伺いします。

二点目は、地域新電力による地域活性化の取組についてお伺いします。昨年度、十六か所ある県営水力発電所の売電先を選定するための公募型プロポーザルが実施されました。入札ではなく公募型プロポーザルにしたのは、売電価格だけでなく地域の活性化や経済振興等につなげるといった観点から選定するためであり、公募の結果、選定された東北電力とともに、新たな電力供給ブランド「あきたEネ」が正式に立ち上がりました。県内企業に割安な電気を提供することで、経営基盤の強化、職場環境の改善、女性・若者の雇用促進などの取組が進展していくものと期待しております。

一方、地域新電力の中には、自治体が出資するいわゆる自治体新電力がありますが、そのメリットとして、非常時のエネルギー供給の確保とエネルギーの効率的な利用に加え、電力資源の地域内循環による地域経済の活性化が挙げられており、県内でも昨年七月、鹿角市が出資する自治体新電力「株式会社かづのパワー」が設立されました。かづのパワーの主な電源は、鹿角市内にある民間のFIT水力発電所ですが、再生可能エネルギー電気特定卸供給契約という、仕入価格が市場価格と連動する内容となっているため、価格変動リスクが経営上の懸案事項になっているとのことであります。

昨年の県営水力発電所のプロポーザルでは、県内事業者枠も設けられており、湯沢市の地域新電力「ローカルでんき株式会社」がFIT電源の二か所の発電所で選定されましたが、これ以外の十四か所の非FIT

の県営水力発電所を電源にすることができれば、価格変動リスクがなくなるため、地域新電力の経営上大きなメリットとなりますが、十四か所の発電所一括の公募では電源規模が大き過ぎるため、小規模な地域新電力は参加することが困難と考えます。県内の地域新電力であれば、県民の電気料金は県内で循環し、地域経済に好影響を与えるのではないでしょうか。

岩手県では十六か所ある県営水力発電所のうち、久慈市内にある非FITの発電所の電気を、久慈市の自治体新電力が落札しております。今回一般事業者枠とされた非FITの発電所について、二年後となる次回売電先選定の際は、十四か所の発電所一括ではなく、市町村の要望に応じて切り分け、小規模な自治体新電力もプロポーザルに参加できるようにすることで、県内の地域新電力による地域活性化の取組を後押しできると考えますので、本県においても同様の取組ができないか、考えをお伺いします。

次に、美の国あきた鹿角国体の開催について、知事にお伺いします。令和三年二月十八日から二十一日までの四日間、第七十六回国民体育大会冬季大会スキー競技会が鹿角市の花輪スキー場を会場に開催され、選手、監督、役員だけで約一千八百人、応援の保護者らを加えると二千人を超える方々が本県を訪れる予定であり、宿泊費や飲食費、お土産代など本県への経済効果も大いにある大会になると期待しているところでもあります。開催地の花輪スキー場では、アルペン会場のグレンデ改修、ジャンプ台の施設改修が行われている中、地元鹿角市では去る五月一日に鹿角市国体実行委員会を設立し、「伝えよう感動 繋げよう絆」の大会スローガンの下、通常どおりの開催に向け準備を進めているところですが、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況が非常に気になります。

そのような中、日本スポーツ協会、スポーツ庁、鹿児島県は、夏の競技を中心とした、十月に鹿児島県で開催予定の第七十五回国民体育大会

を、来年以降に延期することを六月十九日に正式決定しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で感染リスクが避けられないこと、各都道府県の子選大会実施が困難になったことなどが理由であり、約三万人が参加する国内で最大規模の総合大会である国体本大会の延期は史上初のこととなります。全国規模の大会が軒並み中止となり、選手の日頃の練習成果を発揮できる場が少なくなったことは残念でなりません。

そこで、本県で開催される美の国あきた鹿角国体については、できる限りの新型コロナウイルス対策を行い、是非実施していただきたいと思いますが、開催に向けた準備状況と感染防止対策についての現在の状況をお伺いします。

鹿角国体の開催延期決定の時期を見ますと、開催予定日のおよそ四か月前には延期の判断をしております。これを参考にしますと、美の国あきた鹿角国体について、二月開催の四か月前となる来月にも開催の有無の判断があってもいいのではと思われませんが、新型コロナウイルスの感染拡大状況がどのような場合、いつまで、どのような基準で判断される予定でしょうか。また、感染拡大防止のため、開催内容自体を通常の国体から見直しを考えている場合、例えば出場できる選手の数削減や応援等の観客数の制限を設けるなど、開催に当たっての基準を何か策定しているのかお伺いします。

さらに、日本スポーツ協会のガイドラインによりますと、大会・スポーツイベントの開催に際しては、開催地の都道府県の方針に従うことが大前提になることになりはしないということですが、実施の判断に迷われた場合は、県としてどのように対応するのかお伺いいたします。

次に、学校のICT環境の整備について、教育長にお伺いします。新型コロナウイルス感染症の発生を契機として、学校での教育を保証するためのICTを活用した学びの重要性が高まり、今後の感染症の拡大や、災害の発生等による学校の臨時休校などの緊急時に備え、ICT環境の整備を速やかに実現する必要があることから、文部科学省では今

年度の補正予算において、義務教育段階の児童生徒一人一台タブレット端末の整備を前倒し、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備、ICT人材の配置支援等を目的とした予算が計上されたところであります。県立学校については、七月の臨時議会において可決された「e-Learning ICT学びの推進プラン事業」により、新しい生活様式に対応した学習の推進と、ICTを活用した学習活動の充実を図るため、今年度内に生徒一人一台タブレット端末やインターネット環境の整備等、学校内のICT環境整備と併せ、自宅でオンライン授業が受けられる環境整備が進められております。また、各市町村の小・中学校においても、今年度内に児童生徒一人一台のタブレット端末の整備を進めることとしております。

県では、今年度中にタブレット端末及び学校内の通信環境を整え、来年度から全県一斉に、統一した学習環境でのICT教育を目指すものと思いますが、県内の学校において、生徒一人に対し、今年度中にどの程度までタブレット端末が整備されるのか、また、インターネットの接続環境整備等について学校や地域での格差は生じないか、今後の見通しと見解をお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大は、およそ二か月間の休校をもたらしましたが、その間、全国的には授業のオンライン化が一気に広がり、県内でもオンライン授業を実施した高校もあつたようです。しかし、そこには課題もあり、タブレット端末や通信環境の整備の格差が大きかったことで、隣の学校ではオンライン授業ができるのに、どうして自分の学校ではできないのかと感じた生徒や保護者もいたのではないのでしょうか。

今年度のICT環境整備事業を契機に、県内の小・中学校を含めた全ての学校においてオンライン授業の実施が可能となり、統一した基準作りが今後必要になってくると思います。感染症の発生を含め、自然災害等により臨時休校を余儀なくされた場合、休校とせず、自宅においてオンライン授業を実施するなど、教室における授業とオンライン授業を

併用しながら学習できる教育環境整備への取組状況についてお聞かせください。

県内の各学校では今年度、タブレット端末を整備する準備期間と考えますが、文部科学省では昨年、デジタル教科書導入を制度化しました。

これは、今年度より実施された新学習指導要領を踏まえた授業改善や学習補助を目的として、学習者用デジタル教科書を小学校、中学校、高校、特別支援学校で導入するという内容の法令で、紙の教科書を中心に扱いながら、デジタル教科書を併用して授業を行うことが可能になっております。全国的には、いまだデジタル教科書の普及が進んでいない状況にあるようですが、Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、タブレット端末はなくてはならないものであります。一人一台の端末の導入整備に併せ、本県の教育現場に今後、デジタル教科書をどのように活用するお考えなのかお伺いします。

次に、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録について、教育長にお伺いします。

本県を始め、北海道、青森県、岩手県及び関係十四市町の十七遺跡で構成され、共同で世界文化遺産登録を目指す縄文遺跡群について、ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議、イコモスによる現地調査が、九月四日から十五日までの十二日間の日程で実施されました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、調査時期が延期になるのではと心配をしておりますが、予定どおりの調査実施に安堵したところです。

本県では、調査としては、鹿角市の大湯環状列石が九月六日、北秋田市の伊勢堂岱遺跡が九月八日に実施され、専門家が現地を詳しく調査されたことと思います。調査に当たっては、七月二十一日、二十二日に両遺跡の調査のリハーサルを行っていたため、スムーズに大きな問題もなく進んだのではないのでしょうか。今回の調査を受けた後の感想や手応えについて、可能な範囲でお聞かせください。

調査員による指摘事項など気になるのですが、イコモスの調査員

を始め、文化庁や長年の登録に向けた業務に携わった四道県と関係市町の担当者には、お礼を申し上げたいと思います。また、今年の世界遺産委員会が新型コロナウイルスの影響で延期となっているようですが、予定どおり来年の世界文化遺産の登録を願うばかりです。

ユネスコの世界文化遺産登録に向け、大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡は国内や海外でも注目が高まっておりますが、二〇一九年の鹿角市のストーンサークル館の来館者は前年の一七・七%増加の一万九千二百三十人、北秋田市の伊勢堂岱縄文館は前年の一〇・三%減少の八千二百七十九人とのことであります。本来であれば、二〇二〇年は世界文化遺産登録に向け多くの見物客で賑わう施設になるものと思えますし、更にくの方々に両遺跡について知見を深めていただくため、来館者の増加に向けた取組は必要であると思えます。新型コロナウイルスの影響もあると思いますが、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

そして、今年はいコモスの現地調査が行われましたが、世界文化遺産の登録に向けた県民の機運醸成と、登録を契機とした本遺跡群の価値を全県に波及させるための取組を、県内に五千以上ある遺跡・埋蔵文化財も活用しながら、市町村と連携し進めていくべきと考えますが、新型コロナウイルス収束後に向けた取組も含め、県としてどのような施策を展開していくのか、考えをお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終えたいと思います。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（加藤鉦一議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。児玉議員の一般質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立でござい

ます。新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、県民の生命と健康

を守ることを最優先に感染症の拡大防止に向けた対策を講じつつ、厳しい状況が続く県内経済を下支えしながら、社会経済活動を回復させる取組を段階的に進めていく必要があるものと考えております。

この春の初期の段階では、感染者の治療に関する知見は限られており、全国的に重症例も多かったことから、本県においては、まずは県外からのウイルス流入による感染を防止するため、県外との往來の自粛要請など、水際対策を中心に対応してまいりましたが、今後は、これまでで得られました医学的知見を踏まえ、一定程度重症化に対する治療方法も明らかになってきたこともあり、ウイルスの感染防止に努めながら経済を回していくという方向に少しずつ転換していくことが必要であります。

このような中で、県内経済の回復に向けては、事業者に対する資金繰り支援の強化や、消費喚起を図るための県民向けプレミアム宿泊券の追加発行など、県内循環による経済の下支えに向けた取組を推進するとともに、新たな旅行スタイルに対応した宿泊施設の整備促進など、収束後の経済活動を見据えた取組についても進めていくことにしております。

また、東北・新潟エリア内の観光流動の促進に向け、各県知事等が共同でメッセージを发出するなど、段階的に誘客の範囲を広げる取組を進めるとともに、農畜産物等の販売促進やサプライチェーンの国内回帰に伴う企業支援、更には公共事業等の確保など様々な面から経済対策を講じてまいります。

今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、医療・検査体制の充実を図るとともに、社会経済活動の促進に向け、経済の下支えや回復に必要な対策を講じながら、この難局を乗り越えていくよう万全を期してまいります。

次に、スマート農業の振興でございます。

労働力不足が深刻化する中、本県農業が持続的に発展していくためには、規模拡大や法人化による経営基盤の強化に加え、ICT等の先端技術を駆使して省力化と精密化を追求し、生産性の高い経営を展開するこ

とが重要であると考えております。

このため、県では、国のプロジェクト事業を活用し、生産から出荷までの一貫体系で実証に取り組み、昨年度は、小ギク栽培において労働力が約三割削減されるなどの効果を確認したところであり、今年度は、投資効果等の評価も行うことにいたしております。このほか、水田の水管理を自動で行う給水装置や、キュウリのAIかん水システム、農作業を記録して見える化する営農支援ツールなど、個別技術の現地実証を行っているところであります。

県としましては、こうした実証結果等を踏まえ、スマート農業導入指針を策定することにしており、作目ごとに導入可能な技術とその効果を整理するとともに、経営面からの評価も加え、導入の目安となる経営規模等を示しながら、スマート農業の推進を図ってまいります。

また、スマート農機の導入に当たっては、既に実用化され、市販されているものもあることから、国の臨時交付金を活用した支援策を本議会に提案しており、引き続き、国の補助事業等も活用しながら支援してまいります。

御提案のサブスクリプション方式については、機材費や通信費等を長期にわたって定額で支払うものであり、補助制度になじみにくい一方、初期投資が不要で、栽培期間のみの利用が可能といったメリットがあることから、その活用は、各々の経営方針の中で判断していただきたいと考えております。こうした普及初期段階のものについては、利用が広がることにより価格が低下してくるから、県としましては、スマート農業が現場に浸透し、一般化するよう、その普及拡大に積極的に取り組んでまいります。

次に、美の国あきた鹿角国体の開催でございます。

来年二月に、花輪スキー場で開催される鹿角国体については、ポスター掲示による機運醸成や式典内容の検討、選手・監督等の宿泊先の調整など、円滑な大会運営に向けて、会場地である鹿角市と連携し、鋭意、

準備を進めているところであります。

大会開催に当たっては、日本スポーツ協会の感染拡大予防ガイドラインに沿って、マスク着用や手洗いの徹底、検温等による健康管理、人的距離の確保によるクラスター発生予防などに努めることにし、本議会に、アクリル板や検温機器などを購入する予算案を提出しております。

この秋に開催予定であった鹿児島国体は、予選会の開催が困難であるなどの理由から、およそ四か月前に延期の判断をしておりますが、冬季国体については、予選会が大会直前に実施されるほか、種目数や参加者数、観客数等の規模が小さいことなどから、現段階では、予定どおり実施できるものと考えております。しかしながら、緊急事態宣言発令など、開催可否の判断を求められるケースも想定し、十一月中旬をめどに、県独自の新型コロナウイルス感染症対応に関するガイドラインを策定することにしており、必要に応じて、日本スポーツ協会やスポーツ庁、全日本スキー連盟、鹿角市と協議し、総合的に判断してまいります。

今後の感染状況によっては、開始式等の規模縮小や中止、無観客での競技実施についても検討を進めるなど、感染症の防止対策に万全を期した上で、全国各地からトップ選手が集う冬季国体の成功に向けて、鹿角市と連携しながら、しっかりと準備に取り組んでまいります。

私から以上でございます。

●生活環境部長（鎌田雅人君）登壇】
生活環境部長（鎌田雅人君） 私からは、ツキノワグマ対策についてお答えいたします。

まず、頭数管理等の取組についてであります。

ツキノワグマは保護すべき野生動物であり、地域個体群を維持する観点から個体数管理を行っているものの、本県における推定生息数がこれまでより多い四千四百頭となったことや、近年、人身被害や人里への出没が多発していることを踏まえ、当面は里山を主体に捕獲圧を高めることにしております。

このため、被害防止のための有害捕獲に加えて、春の事前調整捕獲の実施区域を拡大するとともに、秋の狩猟開始の時期を前倒しするなどの取組を行っているところであります。

今年七月に設置した「ツキノワグマ被害対策支援センター」では、専門的知識を有する職員が市町村職員とのホットラインを通じて、専門的・技術的な助言などを迅速に行っているほか、一般県民や児童生徒を対象にした出前講座に加え、現地での対応に当たる警察官への研修や、被害が発生した畜産関係者等への講習会の開催にも取り組んでおります。

また、人身被害が発生した際には、直ちに現場に向き、現場検証や関係者への聞き取りから原因を究明し、対策を助言するとともに、その分析結果については被害防止対策に広く活用できるように、県のウェブサイトで公開しているところであります。

今後も、支援センター機能の一層の充実を図りながら、ツキノワグマによる被害の未然防止に向けた総合的な取組を推進し、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、狩猟者の確保についてであります。

県内における狩猟者登録数は、令和元年度末現在一千六百八十九人であり、十年間で約三割減少するなど、有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成が喫緊の課題となっており、免許の取得や銃の購入に要する費用の助成を行っているほか、狩猟の魅力を伝えるフォーラムを通じた普及啓発を行い、狩猟者の確保に努めております。こうした取組により、新規免許取得者数は、平成二十九年度以降の三年間で、取組前の三年間に比べ約二倍の四百七十七人になり、そのうち約四割は四十歳未満の若手の狩猟者が占めるなど、着実に取組の効果が現れております。

また、先月から供用を開始した県立総合射撃場の狩猟技術訓練施設において、狩猟を目的として猟銃の所持許可を得ようとする者が、指導員の下で教習を受けることができる態勢を新たに整えるなど、県内におけ

る狩猟技術向上の拠点施設としての機能を強化しながら、狩猟者の確保・育成に積極的に取り組んでまいります。

私からは以上です。

【産業労働部長（猿田和三君）登壇】

●産業労働部長（猿田和三君） 私から、電力の地産地消と県営発電所の活用について、二点お答えいたします。

まず、県内の地域新電力の現状についてであります。

電力の完全自由化が開始された平成二十八年以降、秋田市、鹿角市、大仙市及び湯沢市を拠点として、五つの事業者が小売電気事業を行っており、県内への電力供給量は、一般家庭の約二万世帯分を超えるなど、年々増加しております。

地域新電力は、電力の地産地消や地域資源の活用、資金の地域内循環などを目指して事業を行っており、今後、県内で電気料金の低減や新規雇用の創出などにつながる、こうした取組が拡大していくことは、大きな意義があるものと考えております。

次に、地域新電力による地域活性化の取組支援についてであります。

本県の公営電気事業は、十六発電所の管理運営に加え、成瀬、鳥海発電所の新規開発を進めているところであり、完成までには多額の資金を要することから、発電所全体を一つの経営資源と捉え、長期的な視点で戦略的に取り組んでいく必要があります。こうしたことから、電力の完全自由化を踏まえ、昨年度実施したプロポーザル方式による売電先の選定は、発電所の価値を高めるため、十四発電所を一括して行ったところであります。

その結果、事業者から様々な地域貢献策の提案がなされ、県内の中小企業に対する電力料金の六割引メニューを継続したほか、二酸化炭素を全く排出しない、県営水力一〇〇%の電力の供給を開始しております。一方で、県内の小売電気事業者を育成するため、固定価格買取制度により早口及び萩形発電所から電気を供給する特別枠を設定したところ、

この枠を活用した事業者は、一定の電力量を確保できるほか、取引手数料が不要になるなど、様々なメリットを受けております。

今後の売電方法については、事業者間の公平性や、県民の共有財産である県営発電所による利益の最大化を図る観点から、原則的には前回の選定方式により進めることとしておりますが、新たに固定価格買取制度の適用を受ける発電所の取扱いについては、十分に検討したいと考えております。

以上でございます。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、学校のICT環境の整備についてですが、児童生徒用端末の整備は、全ての小・中・高等学校及び特別支援学校において、今年度中に完了する計画であり、高速大容量の校内通信ネットワークも併せて整備されることから、学校や地域による格差は生じないものと考えております。また、これらの整備に並行して、多くの市町村がオンライン学習への対応について検討を進めており、県教育委員会においても、教員研修やオンライン学習に活用できるポータルサイトを構築しているところであります。

デジタル教科書については、現時点で無償給与の対象ではなく、使用には費用負担を伴うとされていることから、市町村に対し、活用に向けた国の支援策などの必要な情報等を提供しながら、活用の拡大に努めてまいります。

次に、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録についてですが、イコモスによる現地調査は、予定どおりの日程で終了し、本県の遺跡においても、資産の価値や保存のための取組に一定の理解が得られたのではないかと考えており、登録の実現に大いに期待しているところであります。

今年の両遺跡への来訪者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で昨年よりも減少しておりますが、新たに多言語対応の音声ガイドを整備するほか、遺跡群の周遊マップの配布、ウェブサイトやSNSによる積極的な情報発信により、登録への機運を高めながら来訪者の増加につなげたいと考えております。

また、埋蔵文化財センターが保管する出土品を活用した出前授業や、市町村と連携した出張展示など、県民が縄文文化に触れる機会を増やすことで、遺跡群の価値を様々な形で発信してまいります。

私からは以上であります。

●議長（加藤鉦一議員） 六番児玉議員の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。再開は、十一時五分といたします。

午前十時四十九分休憩

午前十一時五分再開

出 席 員	議 員
一 番 小 野 一 彦	二 番 松 田 豊 臣
三 番 鳥 井 修 達	四 番 宇 佐 見 康 人
五 番 住 谷 達 郎	六 番 児 玉 政 明
七 番 小 山 緑 郎	八 番 鈴 木 真 実
九 番 薄 井 司	十 番 加 賀 屋 千 鶴 子
十一 番 吉 方 清 彦	十二 番 佐 々 木 雄 太
十三 番 杉 本 俊 比 古	十四 番 鈴 木 健 太
十五 番 佐 藤 信 喜	十六 番 今 川 雄 策
十七 番 鈴 木 雄 大	十八 番 加 藤 麻 里
十九 番 佐 藤 正 一 郎	二十 番 三 浦 茂 人
二十一 番 小 原 正 晃	二十二 番 沼 谷 純
二十三 番 高 橋 武 浩	二十四 番 佐 藤 雄 孝
二十五 番 北 林 丈 正	二十六 番 竹 下 博 英

二十七番	石川ひとみ	二十八番	東海林洋
二十九番	渡部英治	三十番	原幸子
三十一番	工藤嘉範	三十二番	近藤健一郎
三十三番	加藤鉦一	三十四番	佐藤賢一郎
三十五番	小松隆明	三十六番	石田寛
三十七番	三浦英一	三十八番	土谷勝悦
三十九番	柴田正敏	四十番	川口一
四十一番	鶴田有司	四十二番	鈴木洋一
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（加藤鉦一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十番加賀屋議員の発言を許します。

【十番（加賀屋千鶴子議員）登壇】（拍手）

●十番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。

通告に従い、早速質問に入ります。

コロナ危機を踏まえた今後の在り方について伺います。

最初に、新自由主義について伺います。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、社会のせい弱さ、矛盾を明るみにしました。これまでの政治、経済、社会全体の在り方が問われておられると思います。全てを市場原理に委ね、あらゆる規制を取払い、資本の目先の利潤を最大化していく新自由主義は、あらゆる分野に影響が及んでいます。「官から民へ」、「小さい政府」などのスローガンで、社会福祉、公共サービスの縮小、公共事業の民営化などが進められてき

ました。その結果がコロナ危機の対応にも現れています。経済効率のみを最優先する政治から、人間が生きていくために必要不可欠なものを優先する政治に切り替える必要があるのではないのでしょうか。新型コロナウイルス危機の体験を踏まえ、知事の考えをお聞かせください。

次に、保健所の体制強化について伺います。

感染症対策を最前線で行っているのが保健所です。行政改革などで、全国の保健所数は、一九九〇年の八百五十か所から二〇一九年には四百七十二か所に激減しました。県内の支所を含めた保健所数は、一九八四年の十三か所から、現在九か所となっています。保健師についても、保健所業務の多様化が進み、多忙を極めております。帰国者・接触者相談センターについては外部に委託して運営されており、センターに相談後、帰国者・接触者外来を受診しPCR検査を受けるかどうかの結論が出るまで時間が掛かるといふ声が寄せられています。保健所の現場は、検査の相談、検査や入院の調整、検体の搬送、感染者の追跡調査などパンク状態にあります。当面は新型コロナウイルスとの共存を余儀なくされます。保健所の増設、医師・保健師の人員確保など、保健所の体制強化を図るべきではないでしょうか。知事の見解をお伺いします。

続いて、医療体制の充実についてです

新型コロナウイルス発生前、県内の感染症病床は三十二床で、人口が一番多い秋田市においては、二床しかなく、「地域医療構想」の検討で、感染症への対応は全く考慮されていませんでした。政府の「地域医療構想」の最大の目的は、急性期病床の削減であり、全国に五十九万床ある急性期病床を、二〇二五年には四十万床に削減する計画です。秋田県では、六千五百床の急性期病床を三千二百床に半減させ、さらに、慢性期病床も減らす計画です。高度急性期と回復期は増やしますが、全体では二千百床以上減らす計画になっています。今回の新型コロナウイルス感染症拡大に当たっては、緊急にコロナ感染者の入院受入れの要請に応えていただいておりますが、病床が大きく減っていたら、応えてもらえたか

は分かりません。

県医師会発行の「秋田医報」五月号で、理事の吉原先生は、高度急性期や急性期病床を一か所に集中させ、そこで院内感染が発生した場合、地域全体の急性期機能が失われ、直ちに医療崩壊が起ると危惧しており、「必要な『無駄』を含めて、新たな地域医療構想が求められる」と指摘されています。政府は、公立・公的病院を減らし、病床数を減らすうとしていますが。県内の五病院の名前を挙げていますが、地域住民の命のとりでとして欠かせない病院をなくすことは許されません。国の公立・公的病院再編統合の計画は撤回した上で、県の「地域医療構想」を見直すべきです。知事の見解をお伺いします。

イージス・アショア配備断念について伺います。

防衛省は今日四月、イージス・アショアの配備断念に至った経緯に関する検証結果を公表しました。その内容は、防衛省が「配備ありき」の姿勢で、根拠のない地元説明を続けてきたほか、「防衛省における技術面での制約」に、「十分な知見がなかった」ことを裏付けています。そのような状況で、イージス・アショアの導入・配備しようと進めたことが間違いでした。

しかし、今、イージス・アショアの代替策として、レーダーやシステム一式を搭載した新たな護衛艦の建造を検討していると報じられています。本体・維持費だけで約四千五百億円に達する陸上イージスのシステムに数百億円ともされる護衛艦の建造費が加わり、大軍拡につながります。また、艦艇に載せるには陸上イージスの小型改修も必要となり、開発費が更に高騰する可能性があります。このようなことは、きっぱりやめるべきです。

また、政府は、イージス・アショアの配備撤回を口実に「敵基地攻撃能力」の保有に踏み出そうとしています。敵基地を攻撃してミサイル発射を阻止するというものです。元防衛官僚で安全保障担当の内閣官房副長官補も務めた柳澤協二氏は、「偵察衛星を数基運用しているだけの日

本には、とてもその能力はない」と言い切り、結局、情報収集はアメリカに依存することになり、日本の攻撃の「引き金」を米国が握ることになると指摘しています。敵のミサイルを瞬時に全滅させることなどできません。こちらが攻撃を行えば、必ず報復のミサイルが飛んできます。逆に何倍もの攻撃を引き寄せる結果になりかねません。専守防衛を踏み破り、憲法にも国際法にも反するものです。

防衛省の検証結果を踏まえれば、日本政府は、ミサイルの脅威から国民を守るために、万が一にも戦争が起こらないよう外交努力を尽くすべきであり、軍備拡大はやめて、コロナ対策に予算を回すべきではないでしょうか。以上、知事の見解をお伺いします。

新型コロナウイルス感染症への対応について伺います。

最初に、PCR検査の拡充についてです。

感染症対策では、県民の理解と協力の下、感染者の早期発見と隔離を行うのが定石です。感染拡大防止と経済を止めずに回していくためには、大規模なPCR検査が必要です。県民がPCR検査を希望して、帰国者・接触者相談センターに連絡しても検査ができない、診察した医師がPCR検査の判断をして帰国者・接触外来受診を勧めても戻されるなどの意見が寄せられています。秋田市内のクリニックからは、「相談センターでPCR検査を断られた発熱者が連日のように当クリニックを受診している。そのうち一人はコロナの陽性者だった。本人がPCR検査を受けるのに三回も相談センターへ電話してやっと受けられた」との話を伺いました。JR東日本秋田支社関連のクラスターでも風邪と診断され、検査まで十日掛かかっています。その間、一回も相談センターに連絡がなかったのでしょうか。PCR検査を受けるハードルが高いのではないですか。

厚労省は二月中旬、「相談・受診の目安」を出して以降、PCR検査実施の要件を拡大してきました。目安をクリアすれば検査が受けられると多くの県民は思いました。しかし、検査体制の違いがあり、最終的な

判断は自治体に丸投げです。国の姿勢が混乱ともいう状況を招いていると考えていますが、この実態をしつかりと検証し、迅速にPCR検査を受けられるようにすべきです。全国一の高齢化県で感染し、重篤者を出さないために県の役割を果たすべきです。一定割合の無症状感染者がいる新型コロナウイルス感染症抑制の鍵は「感染力のある無症状者」をいかに見つけ出し、保護・隔離するかです。早期発見のために、PCR検査の抜本的拡充が求められています。これは、イギリスやアメリカニューヨーク州の経験からも明らかです。

人口百万人当たりのPCR検査数について、九月十五日現在、日本は世界百五十二位です。県内のPCR検査数は、一番多い週で平均三十四件で、感染者数が少なくなると検査数も少なくなっています。日本共産党は、七月二十八日、当時の安倍首相に感染震源地、通称「エピセンター」の徹底検査など緊急の申入れを行っております。その後、七月三十日には、東京医師会が記者会見でエピセンターの徹底検査を求めており、八月五日には、日本医師会の有識者会議が緊急提言で、無症状の感染者も含めた検査体制の確立が必要と提唱しております。こうした動きの中で、厚生労働省は、八月七日、「自治体の判断により、現に感染が発生した店舗等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であるため、積極的に検査を検討していただきたい」と都道府県、保健所設置市などに通知しました。また、八月十八日には、感染者が多数発生していると考えられる地域では、「医療施設、高齢者施設等」に勤務する人や入院・入所者に「幅広く行政検査を実施していただくことは可能」と通知しています。

県のPCR検査は、政府の方針を反映させてこなかったのではないのでしょうか。県は、PCR検査を感染抑制のためと位置付けて、拡充戦略に切り替えるべきです。疑わしい症状の人、感染者と接触の疑いのある人など検査の対象を拡大するほか、医療機関、介護、高齢者施設等に勤務する人や利用者を対象に定期的な検査を行うようにすべきです。「三

「密」が避けられない仕事にあつて、家族も含め感染を持ち込まないために必死の努力を続けてきました。今度は県が定期的に検査を実施することで、その努力に応えるときではないでしょうか。知事の見解をお伺いします。

次に、インフルエンザ流行期の体制について伺います。

日本感染症学会の提言では、「臨床症状のみで両者を鑑別することは困難」という認識が示され、「可及的に両方の検査を行うことを推奨します」としています。これまでインフルエンザの診療は、大きな部分を診療所が担ってきましたが、今冬は同じようにはできません。医療機関の中には、コロナ抗原検査キットを使い判定したいという医師もいます。ランプ法で検査できるという医療機関もあると思います。鑑別できる外来を増やす必要があります。帰国者・接触者外来をどこに担ってもらうのか、どのように体制を整えるのが重要です。県が医師会、地域の医療機関に協力を依頼し、連携して取り組む体制を早期に確立すべきではないでしょうか。知事の見解をお伺いします。

続いて、新型コロナウイルス感染症の周知と医療機関の損失補填について伺います。

患者さんの「感染したくない」との思いから、受診抑制が進み「往診が増えた」、「受診を控えたこと、悪化してからの受診や薬のみの対応が増えた」などの声が寄せられています。各医療機関のほとんどのところで保険診療収入が減少し、中には半減しているところもありました。また、医療従事者というだけで、差別的な対応をされた事例も聞きます。県民全体が新型コロナウイルスについて、正確に理解を深め、共存し、日常生活を過ごしていかなければなりません。県はこれまで、県民に行動を抑えることを中心にアナウンスしてきましたが、今後は、基本的な感染対策を行った上で、「必要な受診はしてもいいです」など肯定的な情報提供の内容も取り入れ、分かりやすく情報発信をすべきではないでしょうか。

医療機関の減収については、経営だけの問題ではありません。民間の医療機関の場合には、手当の支給に響くため、既に県内でも、手当の支給が期待できないことが退職の要因の一つになっています。医療機関の損失補填は、経営を守ることと併せて、今、最も必要な医療人材の確保に直結します。介護などでも同様です。全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部の八月八日の緊急提言にも含まれています。秋田県知事としても国に強く働き掛けてほしいと考えます。以上、知事の見解をお伺いします。

風力発電等について伺います。

最初に、これまでの県の対応についてです。

地球温暖化による気候変動の問題は、待ったなしの課題です。日本のエネルギー自給率はわずか九・八%です。再生可能エネルギーを本格的に大量に導入するとともに、無駄なエネルギー需要を削り、エネルギー効率の引上げや省エネの徹底で、地球の限りある環境・資源に基づく持続可能な社会を目指す必要があると考えます。

日本風力発電協会によると、本県は、二〇一九年末までの陸上風力発電導入量が四十八万八千ワットで、前年に続き二年連続全国トップであり、前年からの増加量も六万八千ワット増え、これも全国トップです。しかもこの量は、全国の増加量の四分の一に相当しています。県は、二〇二五年度末までに更に風力発電導入量を増やし、合計八十一万五千ワットにする計画です。

一方、風車近くの住民からは、頭痛、耳鳴り、不眠など健康被害の訴えがあります。しかし、同じ家に住んでいても健康に影響を感じない人もいて、なかなか声を上げづらいとの話も聞きました。県にも健康被害について既に声が寄せられているはずですが、二月議会総括審査において、私は健康被害の調査を求めましたが、「明らかな関連を示す知見は確認されていないので、県内での健康被害はない」との答弁でした。実際に健康被害を訴える住民がいる中、同様の対応を続けているとしたら、苦

しんでいる住民の声にふたをするような姿勢で許されません。これまでのような対応をしてきたのか、産業労働部長に伺います。

次に、環境影響評価について伺います。

潟上市を中心に風力発電所の風車が原因とみられる、テレビの受信障害が発生しました。事業者が自主的に行った事前の評価では、二つの事業者ともに「障害は発生しないものと予測する」との結論でした。被害を受けた住民からは、「改修後も、完全に元どおりになったわけではない」との話を聞いています。法政大学社会学部の田中充教授は、秋田県が環境影響評価条例で電波障害や日照障害などを調査対象に盛り込んでいないことを指摘し、「自治体が主体的に関わることで、慎重で丁寧な環境アセスにつながる」と述べています。洋上風力発電を推進するからには、事業者に必要な調査を義務付け、県民の健康、安全平穏な暮らしを守るために県が責任ある対応をすべきです。

環境影響評価の際、基準にされるのが、環境省から発出された、二〇一七年五月二十六日付の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」です。この指針に反映されている影響評価に関する研究は、主に一基当たりの出力二千キロワット級の風車を想定した調査です。最近は一基当たり四千キロワット以上の出力の計画が増えています。風車の大型化に対応した測定、環境影響評価を行う必要があります。また、集中立地に伴う累積的な影響についても、適切に評価しなければならぬと考えます。事業者にはこの点を踏まえた環境影響評価を求めるべきではないでしょうか。生活環境部長の見解を伺います。

続いて、洋上風力発電への住民理解について伺います。
再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域それぞれの条件に合わせて開発、利用することが大事です。秋田沖の風況が良いからといって、一般海域を利用する洋上風力発電を、これほど集中させる必要があるのでしょうか。環境影響評価に基づく手続を進めている事業を合わせると五百基です。巨大な風車が、八峰町から由利本荘市までの海に立ち並ぶこ

とになってしまします。「船の無線には影響しないのか、魚礁効果があるとかが、漁業への影響は全くないのか、夕陽が沈む景色が大きく変わるのではないか」など、たくさん不安、心配、不満が寄せられています。今年二月議会の石田議員の質問に対する答弁で、「環境影響に関し、これまで以上に様々な状況を想定しつつ、より広範囲にきめ細かく適切な配慮を行うよう、県として事業者に求めてまいります」と答えています。しかし、陸上風力発電の影響でテレビの受信障害を予測できずに建設後に対応が迫られたではありませんか。環境影響評価には限界があります。一旦壊してしまった景観や自然を元に戻すことはできないのです。

二月に、資源エネルギー開発議員連盟が行った長崎県五島市の洋上風力発電の取組の調査に参加させていただきました。海域の選定に当たっては、好漁場でないことを漁業者と一緒に確認する作業を時間を掛けて行ったことや実証実験を行ったことなどで、漁業者、住民の理解が進んだと聞きました。本県の取組は、五島市のように漁業者の利益が優先される内容や住民の理解が得られる努力がされているのでしょうか。住民、県民の声を聞く機会を設けるべきです。産業労働部長の見解をお伺いします。

続いて、再生可能エネルギーの「地産地消」についてです。
再生可能エネルギーは、その地域固有の資源を、地域の財産として生かし、発電したエネルギーを地域で消費する、エネルギーの「地産地消」を拡大することができます。鹿角市で、地元企業が運営する小水力発電所の稼働や自治体出資型電力会社の設立などの動きがあります。今、県はこのような取組が広がるよう支援することこそ求められているのではないのでしょうか。産業労働部長の見解をお伺いします。

児童虐待について伺います。
最初に、子ども家庭総合支援拠点の設置等についてです。
「子どもの権利条約」が国連総会で採択されてから、昨年で三十周年

を迎えました。しかし、子供の意見表明権や子供の権利を守るどころか、悲惨な虐待死事件が相次いでいます。厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第十五次報告」では、二〇一七年度に心中による虐待死も含めて五十八例、六十五人の子供が命を落としています。また、虐待相談件数は、二〇一八年に十五万九千八百五十件となり、児童虐待防止法が施行された二〇〇〇年と比べ九倍強に増えていきます。

政府は昨年、児童虐待防止対策の抜本的強化を打ち出し、しつけによる体罰の禁止・児童相談所の体制強化等を含む児童虐待防止法の改正を行いました。児童虐待対応という点、となく児童相談所ばかりが目立ちますが、地域の関係する組織・機関がそれぞれの役割を發揮するとともに、連携しつづ子供を守る責任を果たすことが重要です。国は、市町村に設置の努力義務を課している「子ども家庭総合支援拠点」が、各組織及び地域の司令塔となって、児童相談所を始め、関係機関が参加する要保護児童対策地域協議会等を活用し、地域全体で子供の命を守っていくという体系を示しています。

児童相談所は、「子ども家庭総合支援拠点」を中心に、地域協議会や「子育て世代包括支援センター」とも連携して、虐待の発生予防・発生時の迅速・的確な対応をしていくことが求められています。しかし、「子ども家庭総合支援拠点」の設置は秋田市、横手市、湯沢市の三市に限られています。県としても県内各市町村に設置を広げる努力をすべきです。また、市町村ごとに地域資源や条件も違う中で、児童相談所の支援と介入の在り方や総合支援拠点を中心とした連携の制度と運用などをどうしていくのか、市町村との協議を進め、児童虐待の予防、対応が進むようにすべきではないでしょうか。知事の見解をお伺いします。

次に、児童相談所の体制についてです。
県内の児童虐待件数は、二〇一四年度に二百八十五件でしたが、二〇一九年度は五百八十八件に増え、五年で二倍以上になっています。児童

相談所が虐待の通告を受けると、原則として四十八時間以内の安全確認が必要で、家庭訪問してその児童に不審な傷やあざはないかを確認、ネグレクト家庭であれば、住宅の様子も丁寧に見ないといけません。子供の安全が確認できない場合には、立入調査に入り、状況によっては、その場で子供を保護することもあります。児童福祉司は、受け持っている児童・親との面接や虐待以外にも、ほかの相談の対応にも当たります。次々と押し寄せる業務、緊急対応に現場は疲弊し、人手不足にあえいでいます。政府は、児童相談所の職員を増員するよう促してきました。本県は、唯一、福祉の専門職を採用していない県でしたが、国の増員要請とともに、平成二十八年度から採用する努力をしております。

しかし、児童相談所が置かれている実情を解消するまでには追いついていません。多忙であることに変わりはなく、時には児童を守るために保護者と対立することや心ない言葉を投げ掛けられるなど、精神的にも疲弊してしまう状況です。児童を守るために、親の求めに屈せず頑張る職員の姿を見られました。児童相談所の支援によって救われた命、家庭もあつたはずです。児童相談所の対応について、問題の指摘はあるかもしれませんが、改善の努力が必要です。しかし同時に、日々奮闘している職員の仕事に、光を当て、やりがいを感じて仕事ができる環境にすることが大事です。

全国的に児童福祉司の経験年数が浅く専門性が育ちにくいという問題があり、本県でも三十一人の児童福祉司のうち十六人、五一・六％が経験年数が三年未満です。児童福祉司をはじめ、児童相談所の職員の増員と研修の充実とともに、経験を重ねる仕事の力量を高められるような人事、児童相談所職員手当の支給が必要ではないでしょうか。知事の見解をお伺いします。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（加藤鉦一議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 加賀屋議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、コロナ危機を踏まえた今後の在り方について、新自由主義についてであります。

今般の首都圏等の人口密集地における新型コロナウイルス感染症の拡大は、大都市化のリスクを浮き彫りにするとともに、今後の発生が懸念されます大地震や集中豪雨など、大規模自然災害への対応についてもそのぜい弱性が指摘されているところであります。

経済効率を追求した結果ともいえる東京一極集中の問題が、コロナ禍において顕在化したところであり、今後は、国土の強靱化はもとより、都市と地方とのバランスに意を配し、社会の均衡を保ちながら安全・安心につなげていくことが重要な視点になっていくものと考えております。

コロナ危機への対処を通じ、政治・行政の究極の目的は、住民の生命や財産を守ることにあると再認識したところであります。財政上の制約はあるものの、保健所を含む医療提供体制の維持や、特別定額給付金等で整備の遅れが露呈した行政システムのデジタル化、さらには、自然災害に対する防災・減災対策など、真にベーシックな施策にしっかりと目を向け、こうしたニーズに対応し得る行政の力を維持していく必要があるものと認識しております。

次に、保健所の体制強化であります。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、保健所が最大限の対策を講じていくためには、保健師等が疫学調査などの専門性の高い業務に専念できる体制を整備することが重要であります。このため、県では、感染症に関する相談や濃厚接触者の健康管理、検体搬送などの業務を外部委託するほか、保健師等の会計年度任用職員採用や地域振興局内の事務職員の兼務配置などにより、保健所の体制整備に努めております。

今後、地球温暖化や国際化の進展に伴い、今般の新型コロナウイルスのような様々な感染症の出現も世界的に危惧されるため、国の保健衛生行政における感染症対策の強化を強く要望するとともに、本県において

も保健所の体制強化について自ら努力してまいります。

次に、医療体制の充実でございます。

昨年、国から要請されました公立・公的病院の再編統合の検討については、全国知事会でも反対の意思を表明しており、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、既に期限が延長されているところであります。また、現在国では、医療提供体制の再構築に向けた議論を開始したところであり、今後、感染症への対応を踏まえた医療計画の策定や地域医療構想の推進、医療従事者の確保対策など、医療政策における新たな方向性が示されるものと認識しております。

一方、本県における地域医療構想調整会議の議論では、将来的に人口が減少する中、現在の医療提供体制をそのまま維持していくことが困難であるとの認識は、共通のものとなっております。

県としましては、国の動向を注視しつつも、引き続き、各地域の調整会議の議論を踏まえ、医療提供体制の確保に向けた取組を進めてまいります。

次に、イージス・アショアの配備断念でございます。

平和と安全は、外交や国際協定の枠組みによって確保することが望ましいことではありますが、私は、北朝鮮が核・ミサイル技術を高度化させ、弾道ミサイルの発射を繰り返すなど、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、こうしたことへのハード面の対応を図ることも必要であると考えております。

イージス・アショアの配備断念後の新たなミサイル防衛の在り方は、国民の命と平和な暮らしに関わる安全保障政策上の非常に大きな問題であります。いわゆる「敵基地攻撃能力の保有」については、周辺国との国際関係や我が国の防衛体系全般にも影響を及ぼすことから、国民世論を喚起し、あるべき姿について議論を尽くし、方向性を見極めることが肝要と考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について、PCR検査の拡

充でございます。

帰国者・接触者相談センターは様々な相談を受け、その内容に応じて適切な窓口に分り分ける役割を担っており、検査や受診が必要な方については、保健所や医療機関に紹介しております。保健所等では、相談内容から感染が疑われる方について検査を実施しておりますが、本県ではこれまで、医師の判断により、感染の疑いがある患者や濃厚接触者の範囲を広く捉えて検査を実施し、感染拡大を抑制してきたところであります。

国からは、クラスターが発生している地域等における、医療機関・高齢者施設等の職員や、入院・入所者を対象とした検査の実施を要請されておりますが、現在、機器購入への支援と並行して人材育成を進めているところであり、民間機関を含めた検査能力の増強を図りながら、感染状況に応じた積極的な検査の実施を検討してまいります。

次に、インフルエンザ流行期の検査体制でございます。季節性インフルエンザの流行期には、症状のみで新型コロナウイルス感染症と区別することが困難であることから、検査の需要が急増することへの対応として、検査機器の整備に加えて、受診や検査が可能な医療機関を確保し、検査体制の充実を図る必要があります。

このため、現在、かかりつけ医等の身近な医療機関からの協力を得ることも含め、県医師会等と協議を進めているところであり、抗原検査キット等も活用しながら、幅広い医療機関において簡易・迅速に検査できる体制を整えてまいります。

次に、肯定的な情報の周知と医療機関の損失補填でございます。過度に受診を控えることは健康上のリスクを高めてしまう可能性があることから、国では、新聞広告やインターネット政府広報等で、必要な受診を呼び掛けており、県でもウェブサイトや新聞広告等により、情報の周知に努めております。

医療機関の厳しい経営状況は、県としても認識しており、国の交付金

を活用した職員等への慰労金や感染防止対策への支援金の支給に加え、五月には県独自で、医療機関等に三百万枚のマスクを配布したほか、防護服等の医療用物資を県内企業に発注し供給するなど、様々な支援に取り組んでおります。

県内での感染が続く中、地域の医療や介護サービスの提供体制を維持・確保することは何より重要であることから、全国知事会を通じ支援の強化を求めています。今後とも支援施策の実施を国により強く働き掛けてまいります。

次に、児童虐待について、子ども家庭総合支援拠点の設置でございます。

児童虐待対応には、地域の関係機関が連携して取り組むことが重要であることから、その連携の要となる「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進するため、配置する相談員の資格要件として必要な研修を実施してまいりました。その結果、今年度、五市町で開設に向けた準備を進めており、令和三年度には八市町に設置される見込みとなっております。

今後は、児童相談所の児童福祉司が全市町村を訪問し、地域の実情を把握した上で、支援拠点の設置を含めた市町村の体制整備や、関係機関との連携体制構築に向けての指導・助言等を行い、市町村における児童虐待対応が有効に機能するよう支援してまいります。

次に、児童相談所の体制強化でございます。

県では、これまで計画的に児童福祉司や児童心理司の採用を進めてきたところであり、今後も国が策定した児童虐待防止対策の強化プランに基づいて人員体制の充実を図ることとしております。

また、職員の資質向上に向けては、任用前後や管理職登用時などキャリアの節目に応じた研修を引き続き実施し、知識・技能を習得させるとともに、ケース検討会議やチームによる訪問指導などを通じ、OJTを適切に受けながら実務のノウハウを学ぶことができる組織運営に努めてまいります。

さらに、児童福祉司などには、業務の困難性・特殊性を考慮し、手当などを支給しておりますが、家庭への介入や夜間・休日の緊急対応などによる職員の心身の負担が増大していることから、業務実態を踏まえ、処遇改善に向けて現在検討を進めております。

私からは以上であります。

【生活環境部長（鎌田雅人君）登壇】

●生活環境部長（鎌田雅人君） 私からは、風力発電等についてお答えいたします。

環境影響評価についてですが、国が定める評価項目に電波障害は含まれていないものの、影響が生ずるおそれのある場合には、事業者が自主的に調査し、予測と評価を行っているところであります。

県としては、昨年、潟上市で風力発電所の設置に起因すると考えられる電波障害が発生したことを踏まえ、事業者に対し、電波障害を含め、地域住民の生活環境に影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応するよう、評価手続の中で意見を述べることにしております。

風車の大型化や集中立地による騒音については、現時点の知見に基づき調査等を行うよう事業者に求めているところでありますが、これらの影響については国も更なる科学的知見の収集を図っており、県としましても、その状況を注視してまいります。

今後も、事業者に対しては、環境影響評価法の趣旨を踏まえ、地域住民の生活環境に十分配慮して事業を進めていくよう働き掛けてまいります。

私からは以上です。

【産業労働部長（猿田和三君）登壇】

●産業労働部長（猿田和三君） 私から、風力発電等について、三点お答えいたします。

まず、これまでの県の対応についてであります。

先行して導入が進む海外や国内の陸上風力においては、広域的な健康

被害は確認されておらず、特に住民が懸念を抱く超低周波音についても、環境省が科学的根拠のある国内外の論文を調査したものの、風力発電による健康影響に関して明らかな知見は得られておりません。

一方、風車騒音については、人によってストレスの原因となる場合があることから、これまでも、既存の風力発電施設の整備不良等に起因する騒音が、周囲の住民に影響を与えているとの申出が県や市町村にあった場合には、当該事業者に対策を講じるよう指示しております。

今後も、風車騒音などの懸念については、事業者に対し、地域住民への十分な説明を行った上で、きめ細かく適切な配慮を行うよう求めてまいります。

次に、洋上風力発電への住民理解についてであります。

再エネ海域利用法に基づく協議会で、関係自治体や漁業団体の代表者による促進区域の指定に向けた議論を重ねており、事業者は、発電事業を実施するに当たり、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、信頼関係の構築に努めることとする意見を取りまとめしております。

県では、洋上風力発電への県民の理解を深めるため、昨年は風力発電の理解促進イベントへの出席を行ったほか、今年五月には、県広報紙を活用した情報提供を行ったところであります。

今後も、セミナーやシンポジウムの開催などを通じて地元の理解の醸成を図るとともに、そうした機会を活用して、県民の意見を広く聞くよう努めてまいります。

次に、再生可能エネルギーの「地産地消」についてであります。

再生可能エネルギーの地産地消の担い手となる地域新電力は、地域の活性化や利益の地域還元、災害時の非常用電源としての活用といった効果が期待される一方、電源の確保やコスト面で課題があるとされております。

こうした中、県では水力発電による電力の一部を地域新電力に供給し

ているほか、鹿角市においても民間の水力発電所からの供給を受け、市が出資する地域新電力により小売事業が行われております。

小水力発電などの再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない分散型のエネルギーとして、地産地消に適した電源であることから、県としましては、県内外の多様な事例について情報収集しながら、地域新電力の課題の克服について、検討してまいります。

以上でございます。

●十番（加賀屋千鶴子議員） 答弁ありがとうございます。

最初に質問したいのは、知事に、新自由主義、保健所、医療の体制についてです。

知事は、この新自由主義の一つの現れとして東京一極集中などがとこと、私もそれはすぐ問題だと思えます。今回は、コロナの対応を進めていくに当たって、公衆衛生の保健所と医療、ほかにも問題意識はあるのですが、そこに絞らせていただきました。

感染症病床についてですが、現在三十二床で、適宜拡大をして、受け入れていただくベッドを増やしているところではありますが、実際には、この間、一九九〇年には二百二十七床、県内には感染症病床がありました。それが今三十二床ですから、一四％にまで減っている状況です。確かにこういう感染症に対応するためのベッドを確保することは、経費も掛かるわけですが、秋田県は一気に感染者が拡大することはなかったわけですが、それでもベッドの確保を今迫られているわけです。東京などは、やはりこうやって感染症対応のベッド数を大きく減らしたことが、医療崩壊を引き起こしたことに繋がっているのだと思っております。やはり公衆衛生の部分で医療が担うことも大きな点ですので、私は、地域医療構想調整会議の話合いでおっしゃいますが、やはり感染症の対策をしっかりとお頭に置いた上で、地域医療構想の検討も進めてほしいという知事の意味をしっかりと示すべきではないかと思うのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 感染症病床は秋田市に二床です。感染症は人口密度係数に比例しますので、例えば秋田、東京では、統計学的に、秋田が一とすると東京はこの百五十倍ぐらいとおかしい計算です。ところがそうでない。また、県内においても、例えば北秋鹿角と秋田市では大分違いますので、その点から言うと、秋田市にある一定の人口に応じたそういう病床があるべきであります。そういうことで、私自身も今回の経験を踏まえて、いずれ感染症病床については人口密度係数をしっかりと踏まえた上で、バランスを考えて配置する必要があるのではないか。また、当然その維持管理に経費も掛かりますので、こういう点については、国の医療行政の中でしっかりと国が支えていくことが必要であろうと思っております。

日本の場合、国土が狭いですから、地域によって違う感染症が別々になるということはないです。やはり日本、オールジャパンでそういうことを考えながら、しっかりとこの感染症対策に対するベッド数の確保、あるいは緊急時における治療の新方法等々について、いずれ現在、知事会において議論してまいりますので、これからも国に対し強く申入れをしていきたいと思っております。

●十番（加賀屋千鶴子議員） 質問変わりますが、三点目の新型コロナウイルスの問題です。

質問で申しましたが、民間のクリニックを受診して医師が検査が必要だとすることでセンターに回しても、なかなか検査ができないという実際に起こっている実態などについては、検証をしていたいただいているのでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 若干そういうレアケースもあったかもしれませんが、いずれ先般の介護職員のケースなどについては、続いたものですか、私の方から担当を通じ、ある程度そういう感染者がいた場合につい

ては、その周辺も含めて濃厚接触者という概念をもう少し弾力的に扱って幅広くすぐ調査をするようにと、また、病院やその介護施設等については、ちよつとでもおかしい状況であれば、その方を含めて周辺の方を幅広くに検査するようにして、少しづつ多くなっています。ただ、検査機器は注文してから相当掛かります。そろそろ届き始めていますので、これからはかなり幅広くに検査できると思っています。

●十番（加賀屋千鶴子議員） このコロナの問題ではいろいろと具体的なことがあるのですが、それは別の機会にしたいと思えます。

実際には、全体のごく一部のことであるのかもしれないませんが、秋田市で起こっていることで、先ほど知事もおっしゃったように、感染症の場合には、そのことがやはりほかの地域にも広がっていくわけです。そういう点では県がこの感染症対応、コロナ対応という意味では秋田市保健所が秋田市の市域は対応することではあります。やはり県としてもしっかりとその辺を見ていただいて、全県に感染が拡大していかない対応を講じていかなければいけないと思いますので、適宜、情報を取っていただいで一緒に対応をしていただけるように是非お願いしたいと思います。

あと質問変わりますが、風力発電についてです。

国も科学的な知見を収集しているところなので、その状況を踏まえて環境影響評価の大型化ですとか累積的な影響について評価することについてとの答弁がありました。確かに国も今そういうことをやっていると思いますが、今具体的にはもう秋田県でそれを進めようとしているわけですから、県としても何らかの形でやはりそういう専門家の方の話を伺って、その知見を得ていく努力も必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

【生活環境部長（鎌田雅人君）】

●生活環境部長（鎌田雅人君） ただいま御指摘がありましたとおり、風車の大型化、あるいは集中立地していることの影響につきましては、今

現在ある知見に基づいて事業者には評価をしていただいておりませんが、なかなか県として独自にこういった知見を広く、国内のみならず海外を含めて収集することは非常に難しいところもございますので、今まさに国において専門家の方々が中心となって情報収集しておりますので、県としては、まずはその状況を見守って、その結果を基にいろいろな方方を考えてまいりたいと考えておるところです。

●議長（加藤鉦一議員） 十番加賀屋議員の質問は終わりました。
暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時三十分再開

出 席 議 員	番 号	氏 名
一 番	二 番	小野 一 彦
二 番	三 番	鳥 井 修
三 番	四 番	住 谷 達
四 番	五 番	小 山 緑 郎
五 番	六 番	薄 井 司
六 番	七 番	吉 方 清 彦
七 番	八 番	杉 本 俊 比 古
八 番	九 番	佐 藤 信 喜
九 番	十 番	鈴 木 雄 大
十 番	十一 番	佐 藤 正 一 郎
十一 番	十二 番	小 原 正 晃
十二 番	十三 番	高 橋 武 浩
十三 番	十四 番	北 林 丈 正
十四 番	十五 番	石 川 ひとみ
十五 番	十六 番	渡 部 英 治
十六 番	十七 番	工 藤 嘉 範
十七 番	十八 番	
十八 番	十九 番	
十九 番	二十 番	
二十 番	二十一 番	
二十一 番	二十二 番	
二十二 番	二十三 番	
二十三 番	二十四 番	
二十四 番	二十五 番	
二十五 番	二十六 番	
二十六 番	二十七 番	
二十七 番	二十八 番	
二十八 番	二十九 番	
二十九 番	三十 番	
三十 番	三十一 番	
三十一 番	三十二 番	
三十二 番	三十三 番	

三十四番	佐藤賢一郎	三十五番	小松隆明
三十六番	石田寛	三十七番	三浦英一
三十八番	土谷勝悦	三十九番	柴田正敏
四十番	川口一	四十一番	鶴田有司
四十二番	鈴木洋一	四十三番	北林康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（佐藤賢一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。一番小野議員の発言を許します。

【一番（小野一彦議員）登壇】（拍手）

●一番（小野一彦議員） 人口減少に立ち向かう県民行動会議の小野一彦でございます。この度、二回目の一般質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。そして、御多忙の中、傍聴のためにおいでいただきました皆様方に心より感謝申し上げます。

一般質問に際しまして、私からも、秋田県出身の菅義偉氏が第九十九代の内閣総理大臣に御就任されましたこと、心よりお祝いを申し上げます。ふるさと納税や、あるいは私たちそうした制度を通じて、地方の住民の心を知る総理大臣が国政を担われるということは、何か非常に距離が縮まって、いろいろな問題が山積しておりますけれども、地域のことを自分たちで決める、そういう力を高める地方自治と、そして国の目標をきちんと定めて進む国政と一体となって国民の安全・安心、そして安定を守るようなそういう確信をいたします。

さて、この度のコロナ禍、そして打ち続く災害が私たちに改めて気付かせてくれたことがあります。それは、人手不足の中、使命感の下、私

たちの命や生活を守るため奮闘努力をされている医療や福祉の現場の方々、災害が発生したときに、いち早く応急工事に向かわれる消防や建設会社の方々、様々な課題や困難が発生した場合に、「現場で誰がそれをやるのか」ということで予算が付いただけでは解決できない、「一人一人の仕事への誇りと現実の行動」、そのことの尊さに改めて気付かせてくれたのではないかと思います。そして、このコロナ禍をきっかけとして、様々な県民の皆様の、誰かを応援しようと立ち上がる、そうした数々の行動が広がったことも事実だと思います。学校休業に伴う学力低下を危惧してオンライン学習を応援する行動に出た保護者のグループ、放課後児童クラブをボランティアでサポートする異業種のグループ、そうした県民の前向きな行動が、この令和の時代を生き抜く一つの鍵ではないかと思えます。この度も、現場で行動する県民の皆様から教えていただいたことをベースに質問をさせていただきます。

はじめに、社会福祉施設において集団感染、クラスターが発生した場合の人材確保等の備えについて伺います。

七月から八月にかけて、通所型の障害福祉サービス事業所及び老人福祉施設の方々から、コロナにより影響を受けている事項や、国や県により予算化された様々な対策が現場で生かされているかどうか、不安なこととありますかなどについて聞き取り調査をいたしました。今一番不安を感じていることは、「もし我が施設でクラスターが発生した場合、誹謗中傷にさらされ閉鎖に追い込まれるのではないか」、「感染された方はスムーズに病院に入れてもらえるのか」、「職員が感染し職場を離れた場合、他の施設から現実には来ていただけるのか」などの強い危惧感であります。七月の議会でもクラスター発生時の対応に係る相談窓口の設置や、医療機関との連携強化のためのワークショップの開催、緊急応援コーディネーターの配置により、応援職員の派遣可能な事務所等の登録や連絡調整を行うことといたしました。更に本議会では、そうした仕組みを後押しする対策として、応援職員への応援金を支給したり、検

査体制等の整備の予算が提案されました。秋田県の打ち出した一連の対策を私は大いに評価するものであります。現場の不安に向き合う姿勢、そしてこのコロナ禍に県を挙げて立ち向かおうとする心意気を感じます。

私はこうした一連の対策が、「ウイルスと戦う県民の現場」に行き届き、より生かされるためには、まさにあと一つ、「ラストワンマイル戦略」ともいえるべき県民一体となった「最終工程」が必要と考えます。

まず一つ、クラスター発生時には全ての県民が誹謗中傷を行わないことを、知事始め諸団体の長が宣言すること。

二つ目は、現にクラスターが発生した場合、現場でそれぞれの立場の方々が一糸乱れず動けるようにするための体制作りを合意すること。現在、各施設ではコロナ対策のために、複数の施設同士が話し合いをする場を持ちにくい状況にあるとお聞きしております。そのため、オンライン形式や体育館等の広い場所、各施設ごとに移動距離や平時からの交流実績、提供しているサービスマネジメントの類似性等により、あらかじめパートナー候補群を決め、協定するための会議を行うこと。

三つ目は、候補群ごとにクラスター発生時にそれぞれの立場の方々が行うべき動作についてシミュレーションし、役割分担とタイムラインを作成すること。

四つ目は、そうしたことに基づいて、実際に防災訓練のような体験を行うこと。

こうした「クラスター発生を想定したトータルな備えを作る」取組を、県や市町村が積極的に関わりサポートすべきだと考えます。行政がこのくらい関与しないと、現場で戦っていらつしやる方々の不安は完全には解消されないと思います。知事のお考えをお聞かせください。

次に、社会のデジタル化へ向けた取組についてお伺いします。

まず、ICT人材の確保の状況と今後の方針についてであります。

この六月、由利本荘市本荘地区のある社長さんから、米国ICT企業の日本法人の社長さんを紹介していただきました。その方は人口減少が

進む秋田に対して強い思いを有され、首都圏等でICTの技術を高め秋田に戻って活躍されたい方などを対象に、「秋田での在宅テレワーク採用」について前向きな社内検討を進めていらつしやるとのことでした。現在、同社ではフランスで在宅勤務している社員の方もいらつしやるとのこと。この件につきましては、六月の総括で少し触れましたが、

その後、同社では更に検討を進められたそうであります。私は去る九月七日、三回目の電話による意見交換を行いました。私は「ソフトウェアエンジニア」、「自動車の情報システムエンジニア」、「ロボットのソフトウェアエンジニア」等であるとのこと、給与水準は全く東京と同じ。最終決定ではないにしても、秋田では是非ともテレワークが機能することを証明したいと強い方向性を示していただきました。また、去る七月三十日、あるICT関連の会社を訪問いたしました。

同社でも新卒や首都圏等から秋田に戻る経験者や、いわゆる第二新卒者を採用したいとのことでした。新卒の場合、採用後東京で二、三年仕事を覚えてもらえば、その後はその仕事を秋田に持ち帰って、勤務箇所はどこでもオーケー、給与は東京の水準、このような企業が現実に秋田で増えていくことが、県内企業や大学との交流、創発活動を通じて、この七月議会で予算化されたりリモートワークによる人材誘致等の施策と相まって、社会減の抑制やデジタル化の推進に大きく寄与すると考えます。そのためには、高い技術を有する人材をいかに確保するかが重要であります。

首都圏における潜在層も含めたICTのAターン人材の発掘や確保についての取組状況と成果、課題、今後の方針について、産業労働部長からお聞きします。

次に、県内におけるICT人材の育成についてお伺いします。

去る八月二十四日、仁賀保高校を訪問いたしました。情報メディア科の生徒の学びの内容と進路についてお伺いいたしました。同科では「Society 5.0」を支える人材育成を目標に掲げ、実習を通じた

ウェブデザイン、ドローンの操作や動画撮影・編集、ネットワーク技術やプログラミングなどを学んでおり、同校の生徒が就職後活躍しているという首都圏の企業では、大卒、大学院卒に交じり実学的研修を受けられ、技術を高めていられるという評判をお聞きしました。同校へは県内ICT企業からも求人が増えているほか、最初は東京で勤務し、技術を磨いたら秋田支社での勤務を提案する企業からも声がかかっているとのことでした。

このように様々な分野のデジタル化が進む中で、高校を卒業され県内のICT企業等に採用されている方々を対象とした、ICTの技術向上のためのいわば「在職者を育成する仕組み」を県内で構築することも必要と考えます。現在、製造業では製造業各社の社員と県の産業技術センター、県立大学、産学共同研究センター等がIoT技術の内製化のための実践研修を行っておりますが、ICT技術そのものをテーマとして、例えばであります。秋田県情報産業協会が県内大学と連携してシステムエンジニアの実務について合同研修を行うなどの取組を検討する必要があります。とありますが、産業労働部長のお考えをお聞かせください。

次に、秋田県デジタル化推進ビジョンの策定についてお伺いします。

元気創造プランには人材確保、産業、福祉・医療、地域づくり、防災など各項目にわたりデジタル化やICTの活用、教育の推進など多岐にわたる内容が織り込まれております。この点に関して、県内のICT技術者の方々から、現行のままでは県民には分かりにくく、ばらばら感がある。例えば、高度な技術者を養成するためには幼少時からの一貫した教育が大事であり、学校や県内の様々なICT企業及び地域との課題共有、コラボレーションなど各分野を関連づけて政策を推進する取組が必要であるという意見を伺いました。各項目を体系化して十年ぐらいの期間を設定して、デジタル化により県民の生活、産業、医療・福祉、教育、防災はこのように良くなるんだというような「県民が共有できる将来像」を明示すべきであります。そして、そのための各施策をどのような

プログラムを進めるのか、異業種や官民の役割分担をどうするのかを明らかにして、県民参画を誘発するようなビジョンを策定する必要があると考えますが、企画振興部長のお考えをお聞かせください。

次に、官民連携による人口減少対策の推進についてお伺いします。この質問は昨年からの続編であります。

まず、秋田県の人材を育成するため行動する社長会議で提案された対策案への対応方針と、他の圏域での推進状況、今後の展開方針についてであります。

先月、令和二年度県民意識調査結果が発表されました。調査結果によると、県の施策中、最も満足度が低いのが、「若者にとって魅力的な働く場の確保」で、「やや不十分」「不十分」合わせた割合は五九・二%でした。一方、一昨年、秋田地域振興局が秋田市内の高校のPTA役員に対して行ったアンケート結果によりますと、会社の社会的使命や将来ビジョンを明らかにして、その実現のために社員を大切に育てながら会社組織をマネジメントする「社長会議参加企業」のような企業について、取組事例を例示して就職させたいかどうか質問したところ、保護者の四八・四%が就職させたいと回答し、九・七%が条件次第で就職させたいと回答がありました。このことから、「若者に魅力のある職場」という広く抽象的な課題を、給与、福利厚生、会社の社会的使命と将来像の明示、社員への教育投資、社員同士の良好な関係づくり、社長と社員の対話の場づくりなど、具体的に見える化して、トップが先頭になってその実現のため取り組む企業が県内各地で活躍していることを、保護者等社会全体にアピールすることも重要であると感じた次第であります。

八月十九日、「秋田県の人材を育てるため行動する社長会議」が開催されました。そこでは、これまでの人材の確保や離職率の低下への取組等について振り返りが行われたほか、首都圏の学生を採用する取組を効果的に進めるための方策や東京事務所の就活サポーターとのオンラインでの意見交換会が行われました。その中で、ある社長さんから、首都圏

の大学生へのアプローチについて、最近ではコロナ禍も影響して更に難しくなっていることから、県の就活情報サイトを生かして、学生からもサイトに登録してもらって、それを企業が見てお互いに双方向に直接アプローチできる仕組みづくりについて御提案がありました。また、ある社長さんからは、退職を希望する社員が出た場合に、個々に向き合い、お話を聞き、社長会議のメンバー事業所で双方で適職があれば受入れをする「リファラル採用制度」の仕組みづくりについても御提案がありました。

社長会議をはじめ県民から出された意見について、県がいかに真摯に向き合うか社長さんたちは注目しております。こうした「県民自身の行動を前提とした県民提案」に対する県の対応方針について、それぞれを担当するあきた未来創造部長、産業労働部長からお聞かせください。

また、知事は昨年の答弁で、こうした社長会議と同様の取組を県内全圏域で展開すると答弁されました。他の圏域での取組状況と今後の方針について、知事にお伺いします。

次に、女性の社会減への官民連携した取組についてお伺いします。

秋田県の社会減三千九百七十七人の六〇%、二千三百八十七人は女性であり、こうした女性の社会減に対していかに対策を講じるかが重要な政策テーマではないかと思えます。富山県では企業経営者の方々が自ら首都圏の女性にアンケートを実施したところ、三十代前後の世代が、いわば「揺らぎの世代」で、このまま東京で働こうか、ふるさとに帰って地域のために働こうか迷う世代であることが分かったとのことでした。そこで、社長さんたちが自ら東京に赴き、そうした女性たちに同県で暮らすことの価値や自社の強み、やりがいを訴えた結果、毎年数名ずつではあります。ウターンするひとつの動きがでてきているとのことでした。

そこで提案いたします。女性の社会減対策について、秋田県のふるさと回帰運動の具体的で戦略的なプログラムと位置づけ、そして女性活躍企業として知事が表彰された企業の社長さんたちをはじめ、社長会議

メンバー等と、首都圏在住の女性の方々との対話の場を設定する。オンライン形式で、各社の社会的使命や業務内容や女性活躍計画、やりがいなどについて意見交換を行うといった取組を強力に推進すべきと考えます。秋田でも、コロナ禍で「秋田に戻ろうか」と揺らぎ始めている女性も多くは多くなっているのではないのでしょうか。こうしたときに、戦略的な対策を官民挙げて打つべきであります。知事のお考えをお聞かせください。

次に、高校生と地域による新たな地方創生の推進についてお聞きします。

八月二十日、矢島高校を訪問いたしました。同校が実践している「やしまブランディングプロジェクト」を調査いたしました。同校では、生徒が地域社会の一員として、地域の方々と関わりを持ち、自らの役割を果たしていく人材として自ら育つことを狙い、平成二十七年度からこのプロジェクトを開始しました。プロジェクトの目標は、地域の認知度、ブランド価値を高めることにあります。まず、地区の自然、歴史、文化、産業、観光などについて強み、弱みの分析、生かすべきチャンスや回避すべきリスクといった外部分析を行います。そして、その分析を生かし、自由なアイデア出しを行います。その後、ブランディング価値向上のため必要な施策を仮説として設定して、アンケートやフェイスブックでの検証を行い、年度を越え、継続してきております。

こうした取組について、私が驚き、大きな可能性を感じた点は次の三点であります。一点目は、あることについて、課題を設定して、その解決のための方策を仮説として立て、検証を繰り返し、その改善効果を認するという手法を作文だけではなくて具体的な行動で根づかせていること。二点目は、専門家が駆使するマーケティングの手法やフェイスブックでの発信、反応、そうした分析により仮説の検証を行っていること。

三点目は、地域の一人として様々な主体を巻き込んで、地域の将来づくりの牽引役を果たしていること。八月に行われた今年度の活動内容発表の模様を動画で拝見いたしました。強み弱みの分析も相手によって変

化することや、社会貢献とセットのビジネス活動が顧客にとっては、より付加価値の高いものとなることなど、年々進化してきていることがよく分かりました。生徒たちは自信を持って生き生きとプレゼンをしておりました。

私は将来を生きる高校生が、現在の地域の一員として将来づくり活動に参加することが、「ソーシャルキャピタル」いわば世代と世代とを信頼でつなぐ絆を形成し、地元で活躍する、一旦県外へ出てもふるさとに帰帰する大きな力になるのではないかと感じました。そして単なる商品開発ではなく、仮説・検証の連鎖、強み弱みの分析、そうした専門的なビジネスの手法を使いこなして地域価値向上に取り組んでいる点は、地方創生の新たな形であると考えております。県の受け止めと支援の在り方について、教育の観点から教育長、そして地方創生の観点からあきた未来創造部長の考えをお聞かせください。

次に、地域農業の多様な担い手への支援について伺います。
まず、中山間地の集落型の農業法人への支援についてであります。

八月二十一日、ある集落型の農業法人の方々との意見交換をいたしました。この法人で働く方々は二十数名、若い世代は六十代、後継者はいない。アスパラを作付けし、今年度で四年目、収穫量は増えても、人件費、農薬代、肥料代を合わせると黒字化達成できるかどうか。土づくり実証米の肥料散布や農作業の受託が稼ぎ頭とのことでした。若者が継承してくれるようドローンを導入したり省力化設備の導入もしたいと思うが、経費負担が心配で踏み出せない。建物・施設が老朽化した。この先どうしよう。若者をフルタイムで雇えるような、そしてお母さんたちも活躍できるようなことができればいいが、園芸メガ団地は我々のような傾斜のある土地には不向きではないか。まさに、不安や悩み、希望が交錯した状態であります。

一方で、この法人は集落を農業で守るという大きな目的で個人が意思を合致させ、現に維持し続けてきました。今後の農業・農村のあるべき

姿を考える上で、個人でも法人でも、「農業でこの地域を守りたい。生かしたい」という意思が根づいていることは見えない基盤として大切にすべきであります。集落型の法人は、個々の農家の意思を架け橋として社会的にまとまっている法人です。目には見えないこうしたまとまり力に着目して、様々な悩みを前向きなビジョンづくりへと向かうことができるような話合いの場づくりを応援する取組が今、求められているのではないのでしょうか。普及の職員、土地改良の職員、市役所、農協など様々な職員が伴走型のアドバイスを行い、一緒に将来を考える。具体的に例示しますと、黒字化のための経営分析や、集落の様々な資源・ノウハウの洗い出し、若者や異業種の参加、環境保全型農業への取組の可否、加工・直売など、「資源ノウハウをフル活用」するためのワークショップ、事業採択を前提としない段階でのこうしたビジョンづくりに対するサポートが必要と考えますが、農林水産部長のお考えをお伺いします。

次に、コロナ禍における小規模農家の販路拡大の仕組みづくりについてお伺いします。

ある農家の方からお話をお伺いしました。五月の連休中、首都圏のお客様からアスパラの注文が相次ぎ、昨年より増え、お客様同士の口コミが広がり、新たに東京都豊島区の商店街の青果店から発注の打診があったそうであります。しかし、その方は安易に引き受けてしまい欠品があったらなどの負担感から、やむなく取引を断念されたとのことでありました。仲介してくれる卸業や良いものを同じように出してくれるネットワークがあれば、自分でも引き合うビジネスではないかとおっしゃっていました。

コロナ禍を機に食に関する消費の在り方が変わったという見方もあります。関わりある方やあるいは困っている生産者の良い食材を買いたい。それは気持ちのいい消費であり、ちよつとぜいたくな消費をするための理由づけになっている。こうした「つながり購買」に着目した、小規模農家でも黒字で持続的に販売ができるような販路開拓や仲介支援につい

て、農林水産部長の考えをお聞きかせください。

最後に、国道一〇七号大築工区についてお伺いします。

国道一〇七号は、岩手県大船渡市から北上市、横手市を經由して由利本荘市までを連絡する路線であります。国道七号や日沿道とつながり秋田市、山形県や新潟県と太平洋側を結ぶ道路であります。北上市など岩手側では近年、自動車関連産業の集積や大手半導体メーカーの大増設などが続き、本県企業との平時における取引の拡大や災害発生時の事業継続のためのネットワークとして極めて重要な路線であり、緊急輸送道路として指定されております。由利本荘市と横手市の境界地点における交通量は、五年前の調査で二十四時間で約六千台、そのうち大型車両は約一千二百台であります。うち、由利本荘市山内地区から大築地区約二・三キロ区間には、設計速度に対する曲線半径を満たしていない急カーブが十三か所、道路防災危険箇所が三か所存在することなどにより、事故が多発し車両の安全な通行に支障を来しております。こうしたことから平成三十年度に新規事業化が決定し、地元に対しては事業期間を令和十年度までと説明がなされております。今年六月には同工区のうち、大築橋周辺約五百六十メートルについて今後のスケジュールが説明され、私どもはとても感謝いたしております。

一方、急カーブ連続区間については、地元はもとより、同区間を毎日大型のトラックやバスの運転により、人命を預かったり製品・材料を輸送されているドライバーの方々からは、一刻も早くトンネルが完成して安全・安心を確保してほしいという強い願いを知ることができました。六月十六日から二十五日にかけて、バス会社や物流関連の会社の御協力を得て、同区間を実際に運行している大型車の運転手の方々など四十四名の方々に、この大築工区についてアンケートを実施いたしました。その結果、四十二名、九五%の方々から、「道が狭いのに加え、連続カーブで大型車同志のすれ違いが難しく危険である。川と並行しているせいかブラックアイスバーンになりやすく、冬は非常に危険を感じながら運

転している。早期にトンネル工事に着手してほしい」というような声が寄せられました。また、「一〇七号は日沿道とセットでその機能を考えるべき。岩手県・秋田県内陸と山形県庄内地域・新潟県方面とを物流や災害発生時に、今後ますます活用が増える重要路線である」というような声も寄せられました。地元の声のみならず、このように日々産業や物流を現場で支えていらっしゃる方々の生の声が訴える意味は大きいと思います。

大築工区については、このように太平洋側と日本海側の相互補完機能を担保する東北全体の役割があるという意味づけも行い、是非とも令和十年度には完成するよう国への要望等事業推進に取り組んでいただきたいと考えます。知事のお考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●副議長（佐藤賢一郎議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 小野議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、社会福祉施設におけるクラスター発生への備えでございます。県では、県医師会の協力を得て、防護服の着脱訓練や、ウイルスに汚染されております可能性のある区域とそれ以外の区域を区分けする想定など、新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応の検討を各施設において実施するとともに、現場において円滑に動けるようにするためのマニュアルを策定するなど、感染拡大の防止に取り組んでおります。また、テレビ会議システムを活用して、多数の施設を同時に結び専門家に相談できる体制を整えたほか、関係団体と連携し、施設種別ごとの情報共有や協力度体制の構築を図っております。

応援職員派遣体制については、県社会福祉協議会に配置したコーディネーターが応援可能施設の登録を進めており、感染症発生施設と応援元施設とのマッチングなども担うことになっております。この仕組みは、

自然災害発生時にも有効であると考えられることから、より多くの施設の登録に向けて働き掛けるとともに、県や市町村も積極的に関わることにより、現場の施設職員の不安解消に努めてまいります。

なお、県ではこれまで、誹謗中傷などの差別的な行動はしないよう、あらゆる媒体を通じて注意喚起してきたところでありますが、今後は、国の人権擁護機関や市町村、思いを同じくする県内プロスポーツチーム等と連携した呼びかけを行うなど、取組を強化してまいります。

次に、官民連携による人口減少対策のうち、社長会議の関係でございます。

若者の県内定着・回帰と人材の確保・育成に向けた情報交換などを行う場として、昨年度は、社長会議を全地域振興局で開催しており、会議における意見などを踏まえ、地元企業を対象とする採用力向上セミナーや、管内の高校における若手社員講師による県内就職ガイダンスの開催など、地域における官民一体となった取組が実施されております。

県内企業における若者の県内定着に向けた効果的な採用活動の促進を図るためには、経営者の共通認識を深めることが重要であり、今年度においても、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域への影響や、アフターコロナを見据えた今後の方向性などもテーマに加えながら開催したいと考えており、各地域の実情を反映した取組に生かしてまいります。

次に、女性の社会減への官民連携した取組でございます。

令和元年九月までの一年間における女性の社会減のうち、十八歳から三十四歳までの年齢層が約八割を占めており、こうした若年女性の県外流出は将来の自然動態にも大きな影響を与えることから、人口減少対策を進める上では、大変大きな課題でございます。

このため、若年女性にとって魅力のある職場を増やしていくことが重要であることから、県内企業における女性が活躍できる職場づくりを支援するとともに、女性の感性が生かされるＩＴやアニメ関連企業、ケミカル系研究機関などの誘致に力を入れております。

今後は、女性の社会減の抑制に向け、一般のコロナ禍による地方回帰の傾向の高まりを好機として、経済団体、労働団体等と一体となり、若年女性に特化した首都圏等への情報発信やサポート体制の強化などの取組を積極的に進め、女性の県内定着・回帰の流れを加速させてまいります。

次に、国道一〇七号大築工区でございます。

国道一〇七号は、県南部の地域間交流を支える路線であるとともに、日本海沿岸東北自動車道と秋田自動車道を結び、高速道路を補完する重要な幹線道路であることから、観光や物流の面においても大きな役割を担っているものと認識しております。

大築工区については、平成三十年から事業に着手し、昨年度までに測量や詳細設計等を進め、現在は大築橋周辺の用地測量を行っているところであり、今年度内に用地買収に着手することになっております。

当該工区には、延長約一キロメートルのトンネルを計画しており、今後の工着手に当たっては多額の費用を要することから、国に対し必要な予算を要望するとともに、由利本荘市や地元関係者の御理解と御協力を得ながら、鋭意、事業を推進してまいります。

私から以上でございます。

【企画振興部長（出口廣晴君）登壇】

●企画振興部長（出口廣晴君） 私からは、社会のデジタル化に向けた取組のうち、秋田県デジタル化推進ビジョンの策定についてお答え申し上げます。

県では、「第三期ふるさと秋田元氣創造プラン」の個別計画として、「秋田ＩＣＴ基本計画二〇一九」を策定し、県民生活の利便性向上や地域産業の活性化、地域課題の解決等の分野ごとに体系化して、ＩＣＴ関連施策を推進しております。この計画に基づき、地域産業の活性化としては、県内企業におけるＩｏＴ・ＡＩを活用した生産性の向上やＩＣＴ人材の育成、地域課題の解決としては、プログラミング教育の推進に係

る教員研修や災害情報伝達手段の多様化など、幅広い取組を進めているところであります。

また、一昨年には、様々な業種の企業・団体、大学、自治体の連携による「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」を設立し、各分野での人材育成やICT導入等の課題について、その解決に向けた活動を行ってきております。コンソーシアムでは、県民に対してICTの普及啓発を図ることを目的としたフェアを開催し、5Gによる高精細画像の体験や、子供向けのプログラミング教室、地方創生への活用事例の紹介等を行っております。

今後、5Gやリモートワークの普及のほか、国のデジタル庁新設の構想など、社会全体のデジタル化の加速が見込まれることから、デジタルイノベーション戦略室などの組織の強化について検討するとともに、コンソーシアムを活用し、県民や関係機関の幅広い意見を反映させながら、デジタル化の推進方策等について議論を進め、多方面にわたる県民生活の向上と県政の発展に資するデジタル化を積極的に推進してまいります。

以上であります。

【あきた未来創造部長（高橋修君）登壇】

●あきた未来創造部長（高橋修君） 私から二点についてお答えいたします。

まずは、県の就活情報サイトについてです。

県では、就活情報サイト「こっちゃんけ」において、現在、五百七十社を超える県内企業の情報を提供しており、コロナ禍により学生が企業に接触する機会が大幅に制限される中において、今年七月のアクセス数が四万件を超えるなど、県内就職を希望する学生にとって、貴重な情報入手手段の一つとなっております。また、同サイトでは、学生が希望する県内企業に連絡先等を登録するエントリー機能を整備するなど、マッチングの強化に努めているほか、タイムリーで効果的な情報発信が重要

であることから、各企業に対し、掲載情報の随時更新など、内容の充実を働きかけております。

一方、企業から学生へのアプローチにつきましては、学生に対し、採用情報を提供できる期間の制限など、新規学卒者の採用活動に関する国の現行ルールに抵触する懸念があることから、その見直しの動きなどを注視しながら、今後、研究してまいります。

次に、高校生と地域による新たな地方創生の推進についてです。

次の時代を担う若者が、斬新な発想による取組を展開し、活力ある地域社会の実現に関わっていくことは、非常に重要なことであると考えるおります。このため、県では、若者の地域活性化への参画のきっかけとなるよう、「若者と地域をつなぐプロジェクト事業」を実施し、若者が事業者をはじめ地域の方々とともに意見交換をしながら、アイデアを練り上げ、地域の特産品の企画・開発に結び付けるなど、着実な成果を挙げているところであります。

矢島高校の活動は、生徒が自ら地域課題を設定し、地域活性化に取り組んだことにより、ふるさとに対する理解や愛着が深まった好事例であると考えております。

県では、こうした高校生の取組も含め、若者が積極的に地域活動に参加できるよう、世代間の交流の場を設けたり、サポートする人材を配置するなど、様々な支援により、若者がチャレンジしやすい環境を整備し、地域の活性化につなげてまいります。

私からは以上です。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）登壇】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） 私からは、地域農業の多様な担い手への支援について、二点お答えいたします。

まず、中山間地の集落型農業法人への支援についてであります。

中山間地域の活力を維持するためには、基幹産業である農業の持続的発展が不可欠であることから、農地と労働力を集結して収益性を高めつ

つ、後継者を確保し、次の世代に経営を継承していけるよう、集落型農業法人を育成していくことは、重要な視点であると認識しております。

このため、法人の設立や運営に当たっては、各種事業の活用を前提としない段階においても、地域振興局が中心となり、農業公社から派遣される税理士や六次化プランナー等の専門家とともに支援チームを編成し、将来ビジョンの策定やその実現に向けた取組の合意形成、さらには経営分析等について、助言・指導を行っているところでもあります。その上で、活用できる事業を紹介しており、由利本荘市赤田地区の農業法人は、「元気な中山間農業応援事業」により、新たにアスパラガス栽培に取り組むことで収益性を高め、後継者を育成しながら運営に当たるなど、地域活性化のモデル事例となっております。

また、平成三十年からは、農家負担がなく、小規模な団地でも実施可能なほ場整備事業がスタートし、中山間地域での要望が増えていることから、これを契機に、法人化を促進するとともに、冷涼な気候や地域資源をフル活用した営農ができるよう、関係機関と連携しながら、平場と違った視点で、法人の活動をきめ細かくサポートしてまいります。

次に、小規模農家の販路拡大の仕組みづくりについてであります。市場を介さない相対取引は、量や時期など不規則なオーダーが多い一方、欠品が許されないことから、特に野菜などの青果物においては、一定のロットを確保して注文に応じ、市場出荷等を組み合わせて日々の収穫物を売り切ることが重要であり、小規模農家が単独で取り組むには難しいものがあります。

このため、県では、県内の流通業者を核に、一定規格以上のえだまめをブランド化して関西の生協に販売したり、都内の老舗和菓子店に白小豆を供給する取組を支援しており、小規模農家も含め、県内から生産者を募って組織化するなど、供給体制づくりを進めているところでもあります。

また、コロナ禍で影響を受けている直売所に対し、利用者が県産品を

県外に発送する際の送料を助成するとともに、県人会を通じて秋田牛や比内地鶏の消費を呼び掛けるなど、様々なネットワークを活用した販売にも取り組んでおります。

今般のコロナ禍においては、販路を複線化することの重要性を改めて認識したところであり、民間企業においても、アプリを活用して、生産者と消費者を直接結び付ける新たな流通に取り組む動きがあることから、今後とも、小規模農家でも様々な販売チャネルを開拓できるよう、サポートしてまいります。

以上であります。

【産業労働部長（猿田和三君）登壇】

●産業労働部長（猿田和三君） 私から三点についてお答えいたします。

まず、ICT人材の確保の状況と今後の方針についてであります。県では、Aターンフェアの開催や首都圏等へのICT専門員の配置により、県内企業とAターン人材や学生とのマッチングを実施してきており、こうした取組により、今年四月から七月末までのICT企業へのAターン就職者数は、全体の就職者約四百名の一割程度に及んでいるところであります。

今年度は、十一月にオンラインでAターンフェアを開催するほか、一月には、より多くの転職希望者と県内ICT企業のマッチングの場を提供するため、首都圏の大規模な転職フェアへの合同出展を新たに支援することにしております。

県としては、県内ICT企業の人材確保のため、引き続き、転職希望者等へのきめ細かな情報発信を積極的に行ってまいります。

次に、ICT人材の育成についてであります。

これまで、県立大学では学科再編により情報工学科を新設したほか、県内高校では、県内ICT企業の技術者による授業が行われるなど、教育機関においてもICT人材の育成に向けた取組が進められております。県では、ICT人材の確保・育成について、業界団体や教育機関等と

より効果的な施策に関する議論を深めるため、産学官連携の組織である「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」に、今年度、「ICT人材の確保・育成に関するワーキンググループ」を設置し、県内企業が求める技術を習得するための、体系的な人材育成プログラムの策定を目指しているところであり、御提案のシステムエンジニア等の研修などについても、その在り方を検討してまいります。

次に、リファラル採用制度についてであります。

企業が自社の社員に友人や知人を紹介してもらうリファラル採用は、専門性の高い人材の確保が容易であるなどのメリットにより、近年は大手企業でも導入されている事例があります。また、本人の能力や適性にマッチした就労が可能であることから、定着率の向上や県外への人材流出防止といった効果も期待されます。

一方で、企業間での人材の移動には、独自の技術やノウハウ、顧客などの情報が流出するおそれもあるため、こうした課題を踏まえながら、民間の取組も参考に、県としての関与の在り方について研究してまいります。

私からは以上でございます。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 小野議員から御質問のありました、高校生と地域による新たな地方創生の推進についてお答えいたします。

御紹介のありました矢島高校の取組は、生徒が自ら地域の魅力を掘り起こし、その価値を高めようとする当事者意識を育む優れた実践であり、高等学校が地域の中で果たす役割を示すモデルケースであると捉えております。他の高等学校においても、高校生が自ら地域の課題を発見し解決するため、行政機関や産業界、大学等と連携を図るなど、地域の実情に応じた特色ある教育活動が展開されており、地域を担う人づくりに結びついているものと考えております。

県教育委員会としましては、矢島高校をはじめとする先進的な取組の

成果を全県で共有し、地域に根差したキャリア教育の一層の充実を図ることにより、秋田に誇りを持ち、ふるさとを支え、地域の未来に貢献する人材の育成に努めてまいります。

私から以上であります。

●一番（小野一彦議員） 企画振興部長にお尋ねいたします。

このたびのデジタル化の関係の質問で、県内のICT関係の企業の方々からいろいろ話を聞きました。例えば、離職者訓練を受託しているパソコンスクールを経営している方々ですとか、あるいは地元で仕事をしていきますが、首都圏の仕事もしていて、人材を確保しようとしているが、いろいろ課題を感じている。要するに、先ほどの答弁ですと、基本計画とコンソーシアムがあれば、あとはこれから政府も行政のデジタル化だけではなくて社会のいろいろな分野でのデジタル化の課題を見極めながら、官民連携でいろいろな人材の意見を聞きながら進めていく方向性ではあるが、基本計画とこのコンソーシアムでの話合いがあれば、あとは民間のいろいろな意見を聞けば、特にその目標を定めたビジョンみたいなものは必要ない、そういう感じですか。そこら辺をお聞かせください。

【企画振興部長（出口廣晴君）】

●企画振興部長（出口廣晴君） デジタル化については、これまでも増してこれは加速されるだろうと思っております。目標をもって進めていかなければならないと思っております。

先ほど触れましたが、各種いろいろな業種からなるコンソーシアム、あるいは大学、自治体と連携しており、今、百五十社ぐらいが加入しており、そこでいろいろな課題解決に向けて今議論を深めてございますので、その場で、どういう形で進めていくのか、ビジョンなのかも含めて、どういう方策がいいか、議論を進めたいと考えております。

●一番（小野一彦議員） ありがとうございます。あきた未来創造部長にお尋ねします。先ほどの学生に対するサイトを活用した取組ですが、

要は、いろいろな社長さんたちからの意見、民間からの意見について、いろいろな課題があるかと思えます。是非こういうことがあればこういう形で改善できるという部分で、是非対話をしていただきたいと思います。そこら辺、地域振興局だけではなくて、本庁でも一緒になって向かっていただければと思います。

【あきた未来創造部長（高橋修君）】

●あきた未来創造部長（高橋修君） いずれ学生と既卒者と若干違うところがござります。学生につきましては先ほど申しましたが、国でいわゆる学業を支障のないようにということで一定のルールを決めておりまして、これは守っていかねばならないと思えます。既卒者につきましては、別のUターン用のサイトがございますので、そちらの方は逆にスカウティングといまして企業の方からサイトに行けます。いずれいろいろな形で、いかに企業の方が人材を確保できるか。一方で必ず、首都圏に就職したいという学生さんなり既卒者がいらっしやいますので、そのマッチングをどうするかは、労働局と常に検討していきたいと思えます。

●副議長（佐藤賢一郎議員） 一番小野議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

午後二時二十四分散会